

令和8年（2026年）5月11日

指定介護サービス事業所 様
第1号事業者 様

横須賀市民生局福祉こども部指導監査課

令和8年度介護報酬改定に伴う重要事項説明書等の取扱いについて

日頃より本市介護保険行政にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記の件について、介護サービス事業者等は、介護サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者等に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者等のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書（以下「重要事項説明書」という。）を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者等の同意を書面で得る必要があります。

介護サービスによっては、令和8年度介護報酬改定により介護職員等処遇改善加算の新設・変更に伴い、重要事項説明書、契約書、運営規程、料金表等を変更した上で、利用者等への説明等の対応が想定されますが、取扱いについては次のとおりとしますので、適切に対応いただくようお願いいたします。

なお、本取扱いは令和8年度介護報酬改定に係る事項に限るものとしますので、その他の事項に係る変更等が生じる場合は、従前どおりの取扱いとなりますのでご注意ください。

（1）重要事項説明書及び契約書の取扱いについて

重要事項説明書及び契約書の内容を変更する場合には、再契約や改めて重要事項の説明を行い、同意を得ることが適切と考えられますが、利用者の保護及び事業者の事務負担の軽減の観点から、重要事項説明書及び契約書全ての取り交わすのではなく、令和8年度介護報酬改定に係る利用者負担額の変更について明示した書面等を用いて説明し、利用者等に十分に理解を得た上で、同書面に利用者等の同意を得る方法も可能とします。（電磁的取り扱い可）

なお、居宅介護支援事業所においては、利用者負担額が生じないことから、令和8年度介護報酬改定に係る事項に限り、改めて同意を得るための書面の作成は要しない取扱いとし、説明した旨を支援経過等に記録することとしてください。

同意期限：令和8年6月末日まで

(2) 掲示等

令和8年度介護報酬改定に係る事項を変更後に、令和8年6月1日以降、速やかに事業所等内に掲示等してください。

事務担当

横須賀市民生局福祉子ども部指導監査課

施設介護サービス担当 TEL：822-8162

居宅介護サービス担当 TEL：822-8393